

# 「三好市総合計画策定審議会」

## 委員を公募します



三好市総合計画は、すべての行政活動の基本となる最上位計画で、この計画に従ってまちづくりを行うようになっていきます。

今年度は、基本計画（平成20年度～平成29年度までの10か年）の見直しを行う中間年となっています。

市民の皆様からのご意見を幅広くお聴きし、市政に反映させるため、総合計画策定審議会委員を市民の皆様から公募しますので、ぜひ次によりご応募ください。

### 【応募要領】

▽募集人数 公募委員 若干名

▽募集期間

11月15日（木）～12月14日（金） ※郵送の場合は消印有効

▽任期

委嘱の日から後期基本計画の答申書を市長に提出する日まで

▽活動内容

三好市総合計画の基本計画の中間見直しに向けて、意見を交わしていただきます。2時間程度の会議を2回程度予定、開催日程などは未定です。

▽応募資格（次の条件をすべて満たしている方）

①応募時の年齢が、満20歳以上の市内在住の方

②三好市の行政施策に関して知識・関心のある方

③三好市の他の審議会等の委員に選任されていない方

▽応募方法

様式は問いませんので、①氏名（ふりがな）、②住所、③生年月日、④職業・学校名、⑤電話番号、⑥応募の動機（400字以内）を明記のうえ、持参されるか、郵便またはEメールのいずれかでご応募ください。

「応募申込書」は、三好市のホームページ（<http://www.city-miyoshi.jp>）からもダウンロードできます。

・持参の場合の提出場所

市役所2階企画調整課

▽選考方法

応募申込書により選考し、選考結果につきましては、郵送により、応募者全員に文書でお知らせします。

▽その他

①応募用紙に記載された個人情報については、応募資格の確認と委員選考の範囲内で取扱うこととし、その取扱いは十分留意のうえ、他の目的には使用しません。ただし、選任された方の氏名は公表します。

②委員となり会議に参加された場合は、市の定めた謝金（日額7000円）をお支払いします。

### 【お申し込み・お問い合わせ先】

三好市企画調整課

〒778-8501 三好市池田町シンマチ1500-2

電話 72-7607 ファックス 72-7202

Eメール [kakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp](mailto:kakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp)

## 平成25年度 保育所（園）入所のご案内

### 新規の入所（園）児童を募集します

保育所は、何らかの事情で日中お子さんを保育する人がいないご家庭や、働くお父さんお母さんの子育ての両立を支援するための施設です。

家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護および教育を一体的に行うことを特性としています。

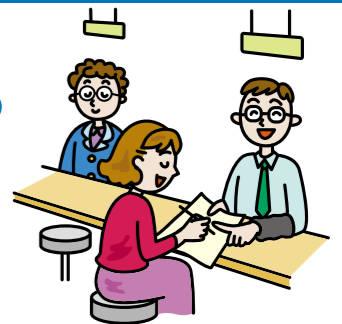


| 保育所（園）名 | 所在地<br>電話            | 保育開始年齢<br>定員 |
|---------|----------------------|--------------|
| 三野保育所   | 三野町芝生<br>☎ 77-2041   | 概ね生後5か月～120名 |
| 王地保育所   | 三野町加茂野宮<br>☎ 77-2077 | 概ね生後7か月～70名  |
| 西井川保育所  | 井川町西井川<br>☎ 76-3180  | 概ね生後5か月～90名  |
| 池田第一保育所 | 池田町マチ<br>☎ 72-0147   | 概ね生後5か月～90名  |
| 池田第二保育所 | 池田町中西<br>☎ 74-0103   | 概ね生後5か月～45名  |
| 政友保育所   | 山城町政友<br>☎ 86-2115   | 概ね生後5か月～85名  |
| 上名保育所   | 山城町上名<br>☎ 84-1352   | 概ね生後5か月～30名  |
| 東祖谷保育所  | 東祖谷下瀬<br>☎ 88-2535   | 概ね生後5か月～20名  |
| 櫛生保育所   | 西祖谷山村一宇<br>☎ 87-2239 | 概ね生後5か月～30名  |
| かめの子保育園 | 池田町シマ<br>☎ 72-2215   | 概ね生後5か月～70名  |
| 大泉保育園   | 池田町ヤマダ<br>☎ 72-5713  | 概ね生後5か月～70名  |

- **入所要件**  
三好市内在住の家庭で小学校入学前の保育に欠ける児童
- **募集期間**  
12月3日（月）～12月20日（木）
- **応募方法**  
申込用紙および添付書類に必要事項を記入し、各保育所（園）、市役所子育て支援課、各総合支所のいずれかへ提出してください。（平成24年中の収入に係る源泉徴収票または確定申告書の写しを、入手でき次第提出してください。なお、平成24年1月1日現在、三好市に住民登録のない方は平成24年度の所得課税証明書も提出ください）
- **その他**  
① 申込み用紙などの書類は、各保育所（園）、子育て支援課、各総合支所にあります。（11月26日～配布開始）  
② 定員の都合上、ご希望の保育所（園）に入所できないことがあります。提出が遅れた場合も同様です。  
③ 年度途中の入所については、定員などにより入所ができない場合があります。  
④ 保育料が未納の方は、個別相談を実施します。  
⑤ クラス編成により混合保育の場合もあります。
- **お問い合わせ先**  
・三好市子育て支援課  
☎ 72-7648  
・各総合支所

## 納税者のみなさまへ 控除には申告が必要です

### 個人市県民税の税額控除の対象となる寄附金が拡大されます



対象となる法人名（平成24年10月1日現在）

| 法人名           | 所在地             |
|---------------|-----------------|
| 三好市シルバー人材センター | 池田町マチ 2537      |
| 三好市社会福祉協議会    | 池田町サラダ 1884-4   |
| 池田博愛会         | 池田町州津西ノ久保 291-1 |
| 宝福社会          | 池田町シマ 799-7     |
| 徳育会           | 池田町ヤマダ 668      |
| 三美厚生団         | 井川町片山 222       |
| 山城会           | 山城町西宇 1227-4    |
| 悠久会           | 三野町太刀野 6-14     |

- **対象となる寄附金**  
① 都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）  
② 住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金  
③ 徳島県および三好市が条例で指定する寄附金（今回拡大した部分で、平成24年以降に支出した寄附金について適用されます）
- **対象となる法人名**  
三好市内に主たる事務所があり対象となる法人名は左記のとおりです。なお、三好市ホームページでは対象となる法人名を公開しています。ご参照ください。

- **必要な手続き**  
控除には申告が必要です。所得税の寄附金控除と個人市県民税の寄附金税額の両方の適用を受けるには、所得税の確定申告が必要です。所得税の確定申告の必要のない方は、市で住民税の申告をすれば、個人市県民税の寄附金税額控除の適用が受けられます。ただし、以下の書類が必要ですので、寄附をした団体から交付を受けてください。
- **【必要書類】**  
▽寄附金受領証明書  
▽特定公益増進法人の認定を受けている一部の法人については、主務官庁発行の特定公益増進法人の認定証の写し  
▽右記のほかに、給与所得者または年金所得者の方は源泉徴収票が必要ですので、支払者から交付を受けてください。（申告時に必要なものは、平成25年1月号市報に掲載予定です）
- **対象寄附金を受ける団体のみならず個人**  
寄附金税額控除の申告・適用が円滑に行われるよう、ご協力をお願いします。
- **お問い合わせ先**  
三好市税務課  
☎ 72-7615